

# 生徒指導規程

三原市立第五中学校  
(令和5年1月24日改定)

## 第1章 総則

### 1 目的

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものです。生徒の健全育成を目的としており、生徒全員が安心安全に学校生活を送り、また学校内外問わず規律ある豊かな生活を送ることで、将来にわたって社会で通用する自律した人間を育成する観点から、必要な事項を定めたものです。

### 2 めざす生徒像

- 自ら考え、よりよく判断し、行動する生徒
- 夢や志を持って、自らの進路を切り拓く生徒
- 仲間と磨き合い、向上心を持ち高め合う生徒
- 困難な時にも意欲を持って挑戦し、やり遂げる生徒

## 第2章 学校生活に関すること

### 1 遅刻についての指導

- (1) 学期で2回の遅刻があった場合は、該当生徒と面談をおこない、家庭に状況をお知らせします。
- (2) 学期で5回の遅刻があった場合は、該当生徒とその保護者に来校していただき、今後の指導の方向性等について話し合います。
- (3) 学期で7回以上の遅刻があった場合は、上記(1)・(2)の流れで繰り返し、指導をします。

### 2 自転車通学についての指導

- (1) 通学鞆の後部荷台へのゴム紐不着用・ヘルメット不完全装着・二人乗り・故意に上げた変形ハンドル・並進走行等の違反及び自転車の整備不良は、保護者連絡(電話連絡)させていただき、違反の回数によっては自転車通学停止とします。スポーツバッグは前カゴに入れます。
- (2) 規程違反による停止期間は、1年間を通して、違反1回目で保護者連絡(電話連絡)、違反2回目で3日間の自転車通学禁止、違反3回目以降は、その都度1週間停止です。停止期間中、自転車は学校で一時預かりになります。
- (3) 並列や通学路が守れない等、再三のルール・マナー違反については、該当生徒とその保護者に来校していただきます。

### 3 頭髪・服装(身だしなみ)についての指導

- (1) アイロン・ドライヤー・パーマ等による変色や脱色、茶髪等の染色・脱色については、元の状態にもどる(染め直す)まで特別な指導、または染め直して登校するよう再登校指導をします。該当生徒とその保護者に来校していただきます。
- (2) 変形制服等の着用については、直すまで特別な指導、または着替え直して登校するよう再登校指導をします。該当生徒とその保護者に来校していただきます。
- (3) ピアスの穴あけ・装着は、該当生徒とその保護者に来校していただきます。預かったピアスは直接、保護者に返却します。
- (4) 靴下・ベルトの違反や不着用については、学校で貸し出し指導をします。
- (5) 冬服・夏服のポロシャツの不着用については、自宅から届けていただくか、または再登校指導をします。

- (6) 色シャツやセーター・トレーナー等の服装違反については、学期末まで預かります。下着の色違反については、再登校指導をします。
- (7) 化粧・アイプチ等については、その場で直させる指導をします。その場で直さない場合は、正しく直して登校するよう再登校指導をします。
- (8) スカート丈・腰パン等の服装指導で再三の注意・指導にもかかわらず、指導に従わない生徒については、特別な指導をします。
- (9) 上記(4)～(8)は再三の違反については、該当生徒とその保護者に来校していただきます。

#### 4 不要物の校内持ち込みについての指導

- (1) 携帯電話(スマホ)・ゲーム機・漫画等については、その不要物を直接、保護者に返却します。同じ不要物の2回目の持ち込みは、該当生徒とその保護者に来校していただきます。携帯電話(スマホ)については、保護者に指導監督を要請します。
- (2) 飴・ガム等の菓子類については、保護者連絡をします。2回目は該当生徒とその保護者に来校していただきます。貰って食べた生徒も同様な指導をします。
- (3) エアガン・ナイフ類等の危険な不要物については、該当生徒とその保護者に来校していただきます。
- (4) タバコ等の未成年者に認められていない不要物については、該当生徒とその保護者に来校していただきます。
- (5) 学校全体で不要物の持ち込みが続く場合や危険な不要物があった場合等、状況に応じて持ち物検査の実施や関係機関と連携をします。

#### 5 学習規律についての指導

- (1) 暴言・騒ぐ・暴れる・立ち歩き・指導に従わない等の授業妨害については、1日以上の特例な指導をします。該当生徒とその保護者に来校していただきます。
- (2) エスケープは1日以上の特例な指導をします。該当生徒とその保護者に来校していただきます。校外に出たエスケープは、状況により警察に保護願いをします。
- (3) 試験に関わる不正行為は、1日以上の特例な指導をします。該当生徒とその保護者に来校していただきます。
- (4) 授業中に、寝る・私語をする・学習意欲がなく授業に集中しない等、同一授業時間内に3回の注意・指導を受けた生徒は、特別な指導をします。
- (5) 再三の授業遅刻は、該当生徒とその保護者に来校していただきます。
- (6) 再三の教科書・ノート等の授業道具忘れは、該当生徒とその保護者に来校していただきます。

#### 6 部活動についての指導

- (1) 問題行動、身だしなみ(茶髪・脱色・ピアス等)や部活動等のルール違反、その日に特別な指導を受けた生徒は、練習に参加できません。

### 第3章 反社会的な問題行動の指導

- (1) 反社会的な問題行動については、1日以上の特例な指導をします。該当生徒とその保護者に来校していただきます。警察等の関係機関とも連携します。幫助または一緒に行動・同席した場合等も状況により、同様に指導します。

※ 反社会的な問題行動とは、いじめ・暴力行為・万引き・喫煙・器物損壊・窃盗・恐喝・家出・夜間徘徊・不純性交遊・脅し行為・爆竹等の異常な迷惑行為・誹謗中傷の書き込み・その他法律に触れる行為や警察の補導対象となる行為です。

## 第4章 特別な指導に関すること

### (1) 目的

特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい学校生活を送り、人格形成を行うためのものである。生徒が同じ過ちを繰り返さないように、自分がした問題行動について、しっかり振り返り、「事実」「何がいけなかったのか」「誰に迷惑をかけたのか」「今後どうすればよいのか」等を考え、自省することを目的とする。

### (2) 対象

#### ① 法令・法規に違反する行為

○飲酒・喫煙（電子たばこも含む）暴力・威圧・強要行為・器物破損・窃盗・万引き・いじめに関係している場合。

○携帯電話やクロームブックなどのインターネット等により他人を誹謗中傷したり不正な利用をした場合。

○登校後の無断外出・早退・家出及び深夜徘徊 その他、法令・法規に違反する行為。

※法令・法規に違反する行為については、青少年健全育成の観点から、早い段階で過ちに気づかせ、反省を促し、望ましい方向に導くことを目的として、関係機関（警察、子ども家庭センター等）と連携し指導にあたる。

#### ② 本校の「学校のきまり」等に違反する行為

#### ③ 指導に従わないなどの指導無視の繰り返し及び暴言等

#### ④ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

### (3) 場所

場所は、別教室とし基本的に他の生徒との接触をしないよう、登校時間、休憩時間等も配慮する。

### (4) 期間

期間は、問題行動や本人の状況等をみて、生徒指導委員会で協議・確認し決定する。

### (5) 指導内容

「振り返り用紙」を書き、しっかりと振り返り反省をする。終了後は、学習プリント等を使って、個人学習に集中して取り組む。いずれにせよ静かに自分を見つめることができるようにする。

### (6) 留意点

① 「特別な指導」を行う場合は、保護者に、目的や実施方法を説明し、実施する。

② 服装、頭髪を正し、礼儀正しい態度で生活する。

③ 他の生徒と交流できない。その日の部活動への参加も禁止する。

④ 下校後は外出せず、自宅で落ち着いた生活、学習をする。

## 第5章 その他

(1) 保護者の教職員（学校）への理不尽な要求や威圧行為、業務妨害、暴力行為については、警察等の関係機関と連携します。